

浦安市避難行動要支援者避難支援プラン〈全体計画〉

平成 22 年 3 月

浦安市

(令和 5 年 2 月修正)

目次

第1章 総論

- 1 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 避難支援プランの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難行動要支援者の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 避難支援等関係者の範囲と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 避難行動要支援者名簿

- 1 避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 避難行動要支援者情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 避難行動要支援者名簿の共有及び管理・更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 避難行動要支援者本人の同意確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 個別避難計画

- 1 個別避難計画作成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 個別避難計画作成に向けた体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 個別避難計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 個別避難計画の管理・更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮・・・・・・・・・・ 10

第4章 災害時における情報伝達・避難支援等

- 1 避難誘導體制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 災害時における避難情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 地域による情報提供・安否確認・避難支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供不同意者の安否確認・・・・・・ 12

第5章 避難所の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 避難所における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 指定福祉避難所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第6章 普及啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- 1 地域の協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 避難行動要支援者の自助力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1章 総論

1 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の背景

本市では、自然災害や事故等による人的災害から市民の生命、身体及び財産を守るために実施すべき対策と今後の方向性を示した浦安市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）を策定しており、この市地域防災計画で規定されている災害時要援護者の具体的な支援策を具体化するため、平成22年3月に「浦安市災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の犠牲者のうち過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がいのある方の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍以上に上ったと推計されており、過去の大規模な震災・風水害等においても、この被災傾向は共通して見られます。

近年、各地で震災や台風、大雨などの風水害が甚大な被害を及ぼすなか、自力で迅速な避難行動をとることが困難な方が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、安全かつ速やかに避難行動がとれるよう、支援体制を強化していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、国が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)を令和3年5月に改正し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を改訂したことを受け、本市は、それまでの「浦安市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を「浦安市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「避難支援プラン」という。）と名称を改めるとともに計画の内容を見直したものです。

2 避難支援プランの趣旨

避難支援プランは、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法や取組指針、千葉県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」との整合性を図りつつ、本市の災害対策基本条例や施行規則、浦安市地域防災計画に基づき、自力で迅速な避難行動をとることが困難な避難行動要支援者への避難支援対策について、自助・地域（近隣）の共助及び行政機関による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図るなど、基本的な考え方や進め方を明らかにするものです。

また、災害時に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するとともに、避難行動要支援者についての避難（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に危険を避けること）の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）の実施に携わる関係者（以下「避難支

援等関係者」という。)と連携し、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握や個別避難計画の作成、防災情報等の伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立し、地域の安全・安心な体制を強化することを目的としています。

3 避難行動要支援者の対象範囲

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、「地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなくてはならない」と明記され、個別避難計画の作成が努力義務化されました。

このことを受け、市は個別避難計画を作成する対象範囲を明らかにするため、法に定める要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある方、要介護者等を「避難行動要支援者」と位置づけ、具体的な範囲を以下に示します。

なお、要配慮者のうち外国人、乳幼児、妊婦等については、避難行動要支援者の対象範囲に含めないこととします。しかしながら、外国人や乳幼児、妊婦等については、それぞれの身体の状態や被害の状況等により、避難支援が必要になることも想定されますので、市保有の情報や実態調査等により情報等の把握に努めるとともに、支援のあり方について浦安市地域防災計画及び浦安市避難所運営マニュアルに別途定めます。

対象範囲

以下の要件に該当する方を対象範囲として、そのうち特に支援が必要である方を名簿掲載対象者とします。なお、福祉施設等に入所している方については、それぞれの施設における支援を受けることを前提として、在宅の方のみを名簿掲載対象者としています。

- | | |
|------|---------------------------------|
| I | 要介護状態区分が要介護1から要介護5までに該当する方 |
| II | 身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が1級又は2級の方 |
| III | 療育手帳を交付されており障がいの程度が重度(ⒶまたはA)の方 |
| IV | 精神障害者保健福祉手帳を交付されており、障がい等級1級の方 |
| V | 市の生活支援を受けている難病患者 |
| VI | 市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童 |
| VII | 高齢者のみの世帯の方(75歳以上) |
| VIII | 前各号に準じる状態にあり、地域による支援が必要と認められる方 |

4 避難支援等関係者の範囲と役割

災害時においては、避難支援等関係者の役割は特に重要なものとなり、全体計画や個別避難計画に従って、避難行動要支援者の避難支援を行う必要があります。

また、避難行動要支援者の身体状態や精神状態によっては、適切な避難支援等が行えないような状態になることも考えられます。

そうした状況を踏まえ、避難支援等関係者は、災害時における避難支援等を迅速かつ効果的に行うため、日頃から自治会等が行う地域の防災訓練や防災活動へ積極的に参加・協力する等、地域活動や団体活動等を通して、できるだけ避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、避難行動要支援者の状態を把握しておくよう努める必要があります。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者の範囲は以下のとおりです。

- ・ 自治会・自主防災組織
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 消防機関
- ・ 警察署
- ・ 福祉事業者（介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・指定福祉避難所施設管理者等避難行動要支援者の避難支援等に携わる事業者）
- ・ その他特に必要と認められるもの

(2) 平常時における主な役割

平常時においては、災害の発生に備え、避難行動要支援者及び避難支援等関係者相互の信頼関係を築いておくことが重要です。そのため、地域の防災訓練等を通してコミュニティを醸成するとともに、次の点について取り組みます。

- ・ 自治会等が行う防災訓練や防災活動への積極的に参加・協力すること
- ・ 近隣や地域、避難行動要支援者とのコミュニティを醸成すること
- ・ 避難行動要支援者の身体的・精神的状態を日頃から把握すること
- ・ 避難支援等の進め方等に関する研究や自己研鑽すること
- ・ 個別避難計画の作成に協力すること

(3) 災害時における主な役割

災害時においては、避難支援等関係者本人とその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提とします。その上で、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の安否状況の確認や、市や地域と連携し避難行動要支援者名簿や個別避難計画を避難行動要支援者に配布することに同意していない方に対する避難支援等、以下の点について取り組みます。

- ・ 居住地周辺における被災者の安否状況の確認や情報収集、避難行動の呼びかけ及び避難支援等を行うこと

- ・ 個別避難計画に基づく避難行動要支援者の安否状況の確認や情報収集及び避難支援等を行うこと
- ・ 地域、関係機関との協働による避難支援等を行うこと
- ・ 行政や関係機関等からの応援要請に基づく避難支援等を行うこと

第2章 避難行動要支援者名簿

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の避難支援に必要となる情報を把握するとともに、災害時に避難支援等関係者が円滑かつ迅速に避難誘導等が行えるよう作成します。

(1) 名簿の種類

災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」として、次の2種類の名簿を作成します。

① 災害時名簿

災害対策基本法で個別支援計画の作成が義務づけられている避難行動要支援者名簿を指します。

② 同意者名簿

災害発生に備えて、事前に地域の避難支援等関係者へ、年1回提供するための名簿で、災害時名簿に登載された避難行動要支援者のうち、本人の同意を得た者を登載した名簿を指します。

(2) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成は、以下の3つの方式で行います。

① 市が抽出する方式

避難行動要支援者の対象範囲の方で、市が保有する情報をもとに特に支援が必要と思われる方を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成する方式です。

② 手上げ方式

避難行動要支援者の対象範囲の方で、災害時における避難支援を受けるため、避難行動要支援者名簿への登録を希望する場合、自ら市に申請することができる方式です。

なお、登録にあたっては、平常も含めた地域の避難支援等関係者への情報提供に同意することが必要です。

③ 働きかけ方式

避難支援等関係者が、地域において支援が必要と思われる方々を把握し、避難行動要支援者名簿の作成について、避難行動要支援者へ直接働きかけ、災害時における避難支援の希望の有無を把握する方式です。

表：対象範囲と名簿作成の方式

対象範囲	名簿作成の方式
I-1 要介護状態区分が要介護3から要介護5までに該当する方	① 市が抽出する方式
II-1 視覚障がい又は下肢、体幹若しくは移動機能の障がいそれぞれ1級又は2級の交付をされている方	① 市が抽出する方式
I-2 要介護状態区分が要介護1又は2に該当する方	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
II-2 身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が1級又は2級で②に該当する方以外の方	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
III 療育手帳を交付されており障がいの程度が重度(ⒶまたはA)の方	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
IV 精神障害者保健福祉手帳を交付されており、障がい等級1級の方	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
V 市の生活支援を受けている難病患者	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
VI 市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
VII 高齢者のみの世帯の方(75歳以上)	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式
VIII 前各号に準じる状態にあり、地域による支援が必要と認められる方(75歳未満の要支援1、2や手帳未所持者を想定)	② 手上げ方式 ③ 働きかけ方式

(3) 名簿に掲載する事項

本市では、取組指針を受け、避難支援に必要な事項として次に掲げる事項を名簿に掲載するものとします。

- ①氏名
- ②生年月日

- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤連絡先（電話番号等）
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 避難行動要支援者情報の収集

市関係部局で把握している情報を集約するほか、関係都道府県に対して情報提供を求め避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するものとします。

また、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第9条第1項及び別表第一の規定により、市は個人番号を利用した避難行動要支援者情報の収集について検討します。

3 避難行動要支援者名簿の共有及び管理・更新

市は、災害時において避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施できるよう、市関係部署や関係機関等と連携し、平常時における避難行動要支援者情報を管理し適宜更新します。

(1) 名簿の共有

外部提供の同意を得た避難行動要支援者名簿は、個別避難計画作成の有無がわかるようにし、災害時における安否確認や避難誘導等の避難支援が円滑かつ迅速に行えるよう、支援を行う必要な範囲において、平常時から、避難支援等関係者と共有します。

(2) 名簿の管理・更新

避難行動要支援者に関する情報の適正な管理のため以下のとおり努めます。

- ・ 転入や要介護状態になったなどの理由による新たな避難行動要支援者の名簿の登録及び、現搭載者の各種情報の更新は、市の所有する情報や避難支援等関係者からの情報提供をもとに随時行います。
- ・ 避難行動要支援者名簿を電子媒体及び紙媒体で保管します。電子媒体の場合はパスワード等を使用し、紙媒体の場合は施錠ができる保管庫等を使用し厳重に管理します。ただし、避難行動要支援者名簿の提供は、紙媒体により行います。
- ・ 避難支援等関係者と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わし、法令等に基づく守秘義務を厳守させます。
- ・ 自治会・自主防災組織や民生委員等地域が限定される避難支援等関係者には、当該地域の避難行動要支援者の情報のみ提供します。

- ・ 個人情報の取扱いに関する研修を行い、避難行動要支援名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、災害対策基本法に基づき秘密保持義務が課せられていることを周知します。
- ・ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿等を取り扱う方を限定します。
- ・ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は施錠可能な場所への保管を行い、必要以上の複製をすることがないよう説明します。
- ・ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の更新の際は、旧名簿を確実に回収し廃棄します。
- ・ 災害時に提供した避難行動要支援者名簿（災害時名簿）は、避難支援終了後に確実に回収し廃棄します。
- ・ 避難支援等関係者は、市の求めに応じて避難行動要支援者名簿や個別避難計画情報の取扱状況を報告します。

4 避難行動要支援者本人の同意確認

前述の3つの方式（市が抽出する方式、手上げ方式、働きかけ方式）により、避難行動要支援者名簿に登録する避難行動要支援者に対して、地域の避難支援等関係者への情報提供に同意の意向について、同意書の郵送等により確認します。

なお、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関し、同意したことによって生ずる結果について、判断できる能力を有していない場合等は、親権者や法定代理人等の代筆による提出が可能です。

第3章 個別避難計画

1 個別避難計画作成の基本的な考え方

災害時における避難行動要支援者の避難支援については、まず自らが災害に対する意識を持ち、想定できる最大限の備えをしておくことが最も重要です。その上で、家族や近隣、地域による支援をどのように行うのか検討します。

個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者が家族や地域による支援が受けられる状況にあるのかどうか、あるいは地域のハザード、障がいの程度、要介護認定の程度等、次に定める基準に基づき「自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を判断し、該当する避難行動要支援者から優先的に作成します。

優先度の判断基準

個別避難計画の作成に当たっては、次に掲げる条件に全て該当する方から優先的に作成します。

- ・ 地域のハザードの状況（江戸川洪水浸水想定区域内の居住者等を抽出）
- ・ 本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度（介護・障がいに係る福祉サービス利用者等を抽出）
- ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況（自治会・自主防災組織、民生委員等に依頼し対象者を抽出）

2 個別避難計画作成に向けた体制づくり

市は、避難支援体制の整備及び個別避難計画の作成が円滑に進むよう、庁内横断的に取り組むとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者と連携を図り、必要に応じて、避難支援等関係者連絡会議等の設置を検討します。

また、避難行動要支援者と地域との信頼関係を構築するため、当事者である避難行動要支援者本人が、積極的にその家族や地域の避難支援等関係者とともに避難訓練等に携わり、災害対応の意識を醸成できるよう促進します。

(1) 地域における避難支援体制の整備

市は、災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援の実施等に携わる避難支援等関係者と連携し、地域における避難支援体制づくりを推進します。

また、避難支援等関係者は、日頃から地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

(2) 社会福祉施設、福祉事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

3 個別避難計画の作成

市及び避難支援等関係者等は、全体計画に基づき避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、適正に管理・更新します。

(1) 個別避難計画作成の進め方

災害時に避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ円滑に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所等に避難するかを定めておく個別避難計画の作成が有効であることから、市は、個別避難計画作成の優先度が高いと判断する方を抽出し、主体的に個別避難計画の作成に取り組みます。

作成にあたっては、庁内外の関係部署と連携して取り組み、特に介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の協力を得ながら進めます。

また、当事者である避難行動要支援者が、家族及び地域の避難支援等関係者とともに作成し、市に提出した避難計画についても、一定の要件を満たしている場合は個別避難計画として取り扱います。計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要であるため、本人家族や地域において計画作成を行えるよう、記入しやすい個別避難計画の雛型作成や研修を実施する等体制の整備に取り組みます。

作成した個別避難計画は市が適正に保管し、関係部署の他、避難支援等関係者に必要な範囲で配布します。

(2) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画に盛り込む事項は、名簿情報に加え、避難支援を行う者の氏名、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難所、避難経路等を記載します。

なお、必要な個人情報の収集方法は、避難行動要支援者名簿作成時の情報のほか、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者、庁内関係部署、関係都道府県から入手します。

4 個別避難計画の管理・更新

個別避難計画には避難行動要支援者の個人情報等が多く含まれるため、避難行動要支援者名簿と同様に、情報が共有者以外に漏洩することのないよう十分に情報管理の徹底を図る必要があります。個別避難計画の管理方法は、基本的に避難行動要支援者名簿の管理と同様とし、避難行動要支援者に関する情報の適正な利用に努めます。

また、個別避難計画がより実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者本人及び家族の申し出があった場合や、更新が必要となる事情の変更があった場合に適宜、個別避難計画を更新します。

5 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、避難行動要支援者名簿において個別避難計画の作成の有無をわかるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、以下のような仕組みを整備します。

① 名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意がある場合

平常時から、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画が作成されるよう取り組みます。

② 名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意がない場合

同意がない避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成の必要性等について周知説明する等、避難支援等関係者と協力して同意が得られるよう努めます。

平常時において、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備します。

また、災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等を実施します。

第4章 災害時における情報伝達・避難支援等

1 避難誘導體制の整備

災害時に発令する避難情報が発令された場合に市民がとるべき行動について、防災拠点、避難場所、医療拠点等を明記した水害ハザードマップ及び防災マップを活用し、避難場所、施設への情報伝達方法等を確認するよう、市ホームページ等を通じて市民へ周知します。

また、災害時に実効性のある避難誘導を実施するために、平常時から避難支援等関係者と連携の上、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成等を通じて、避難支援を行う者や避難誘導支援に関わる機関・団体、避難施設、避難路やその他配慮が必要なこと等を避難行動要支援者本人とあらかじめ確認するよう努めます。

災害発生のある恐れがある場合（主に風水害時）、避難行動要支援者は警戒レベル3「高齢者等避難」の発令により避難行動を開始するものとし、市は、以下の避難情報について、意味合いや市民に求める行動について周知します。

■ 避難情報の発令区分

警戒レベル	発令種別	市民の取るべき行動
5	緊急安全確保	○待避所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。
4	避難指示	○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
3	高齢者等避難	○高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ○その他の人は立ち退き避難又は屋内安全確保による避難の準備をし、自発的に避難行動をとる。
2	注意報（大雨・洪水・高潮）	○ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・避難情報の把握手段の再確認・注意するなど避難に備え自らの避難行動を確認。
1	早期注意情報	○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

2 災害時における避難情報等の伝達

災害時に円滑かつ迅速に避難行動要支援者に正確な避難情報等を提供するため、防災行政無線、市公式ホームページ、重要なお知らせメール、ツイッター、Yahoo!防災、ケーブルテレビ、広報車等、多様な手段を活用します。

なお、社会福祉施設等については、あらかじめ定めた伝達方法で避難情報を伝達します。

3 地域による情報提供・安否確認・避難支援活動

災害時には、平常時に構築した避難誘導體制により、地域の避難支援者は、災害の状況等に応じて可能な範囲で情報提供や安否確認等の避難支援を実施します。

避難支援活動の大前提

避難行動要支援者の避難支援活動にあたっては、避難支援等関係者本人とその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提となります。

このため、主に以下の点については平常時より周知を図ります。

- ① 避難支援等関係者は、災害時にはまず自分の身の安全を確保すること
- ② 避難支援等関係者自身及び家族の安全を確保した上で、可能な範囲で活動すること
- ③ 避難支援等関係者となっても、支援を行う法的義務を負うものではないこと
- ④ 避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、支援できない可能性もあること

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供不同意者の安否確認

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び同法同条の13第3項に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供します。

なお、提供した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、回収・廃棄等、情報漏えい防止のため必要な措置を講じます。

第5章 避難所の支援体制

避難所（要配慮者スペース含む）及び指定福祉避難所における避難行動要支援者への支援体制について、「地域防災計画」や「避難所開設・運営マニュアル」、「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」等に基づき、避難支援等関係者の協力を得て避難所を運営するとともに、避難生活を継続するために必要な食糧や生活・介護物資を整備します。

1 避難所における支援

高齢者や障がいのある方等特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、避難所において長く生活することを余儀なくされた結果として健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建に困難を生じるケースが過去の災害でも見られています。

こうした状況を踏まえ、避難行動要支援者への適切な支援を行うため、防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で情報を共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援します。

さらに、避難行動要支援者のうち、自らの希望を避難支援等関係者に伝えることや必要な避難所の情報を受け取る等のコミュニケーションについて、更なる配慮が必要な場合には、その方の特性に合った支援を行います。

2 指定福祉避難所の整備

災害時に避難行動要支援者が避難できる指定福祉避難所を確保するため、避難行動要支援者の状況等を把握し民間の施設管理者と災害協定を締結するとともに、指定福祉避難所において避難行動要支援者が安心して生活できるよう、必要な生活支援が受けられる体制の整備に努めます。

第6章 普及啓発等

地域の防災力の強化、避難行動要支援者が安心して生活していくためには、地域住民の方々の連携、すなわち「共に助け合う」体制づくりをしていくことが不可欠です。市では、避難行動要支援者の避難支援の体制づくりのために、行政関係機関、避難支援等関係者、近隣の方などが連携して助け合う仕組みづくりを推進します。

1 地域の協力体制

避難行動要支援者の避難支援等においては、福祉事業者、障がい等の当事者団体及び福祉専門職、ボランティア等も、行政による公助や地域の共助では賄えない、きめ細やかで重要な役割を担うことから、これらの団体等についても、市が主体となり、平時からの避難行動要支援者の避難支援等についての協力体制を整備します。

2 避難行動要支援者の自助力向上

市は、要支援者及び避難支援等関係者の者を対象とした研修等を通じて、啓発活動に努めます。

＜啓発内容例＞

- ・ 避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- ・ 個別避難計画の積極的な作成
- ・ 名簿情報や個別避難計画情報の外部提供の意義
- ・ 地域の防災訓練等への参加